

東広島市立八本松小学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な認識

- ① いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。そして、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、地域社会の協力も得つつ学校全体で取り組むことが重要である。

2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

次の視点を中心として、いじめ防止に取り組む。

(1) 未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進める。とりわけ教育活動の主体となる学級経営の充実と日常の児童理解に努める。

(2) 児童の主体的な活動

自分たちでいじめのない学校を目指して自主的・自立的に取り組んでいくことが重要であることから、児童会を中心とした活動など、児童の主体的な活動を展開する。

(3) 早期発見・早期対応

いじめを早期に発見するために、定期的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、校内相談体制を整備し相談窓口の周知や利用を進める。

(4) 組織的な対応

いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有して組織的に対応する。

(5) 家庭・地域等との連携

学校関係者・PTA及び地域と連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる中で、いじめの兆候を発見できるよう取り組む。

4 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止のために、全教育活動を通じて次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) いじめ防止委員会の設置

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために、いじめ防止に係る校内委員会を設置し、校務運営組織に位置付ける。(校務運営規程第24条)

(2) 児童への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのか等、いじめについて正しく理解させる。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。
- ウ 自分自身や友人がいじめられていること等、いじめの問題等について教職員や家族等に伝えることは適切な行動であることを理解させる。

(3) 児童の主体的な活動の推進

児童会が中心となって、平成26年1月に東広島市内の児童生徒が策定した「東広島いじめゼロ宣言」を守り実行する活動を推進していくことができるように取り組む。

(4) 生徒指導体制及び相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時での対応に係る校内研修を実施する。
- イ いじめ防止及びいじめ発生時の対応について、初期対応や保護者への説明等を全教職員で共通理解しておく。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び必要に応じて面談を実施する。
- エ 児童や保護者が気軽に相談できる窓口「教育相談窓口」及び「スクールカウンセラー」「心のサポーター」について周知する。
- オ いじめ発生時の対応マニュアルを作成する。

(5) いじめ防止に向けた年間計画

- ア いじめ・体罰アンケート調査の実施
児童 年3回(6月・10月・12月)
保護者 年3回(6月・10月・12月)
- イ いじめ防止委員会の開催 月1回(4月, 8月を除く毎月)
- ウ 道徳参観日の実施
- エ 児童会を中心とした取組の実施(あいさつ運動など)

5 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、速やかに東広島市教育委員会に報告するとともに、調査等の適切な取組を行う。また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。